

令和7年度（2025年度）SNS広告等を用いた戦略的広報業務委託 基本仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）SNS広告等を用いた戦略的広報業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 業務の目的

本県では、テレビやラジオ、新聞等の様々なメディアを用いた広報活動を行っている。

一方で、近年、全国的な傾向として、全世代を通して従来型のメディアの平均利用時間は減少傾向にあり、他方で、SNSを中心としたインターネットの平均利用時間は増加している状況にある。

また、SNS利用者は、住所、年齢、性別、趣味といった基本的な属性を設定しているなどの特徴があり、従来型のメディアに比べ訴求対象を絞った戦略的な展開が可能である。

これらのことから、県の施策や取組みをより効果的に発信するため、SNS広告等を用いた戦略的広報（以下、「デジタルプロモーション」という。）を展開する。

4 業務内容

受託者は次の業務を行う。

なお、広告のテーマ（内容）については、県が別途指定するものとする。

また、テーマ数は全体で26程度とし、広告媒体に支払う広告費（管理運用費を除く）の総額は1,400万円以上（税込）とする。

(1) デジタルプロモーションの実施

ア 広告の製作

県（広報課及び各テーマの事業担当課）と受託者において、テーマの概要共有や目標設定について協議した上で、目標に応じた効果的なターゲティング、広告媒体（X、Facebook、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、GDN、YDN等）、広告費、フリークエンシーキャップ等の提案を行い、それらに適した広告を製作の上、県の承認を得ること。

なお、製作に当たっては、熊本県営業部長兼しあわせ部長「くまモン」を活用するなどして、熊本県の広告であることが容易に認知できるようにすること。

さらに、ターゲティングの提案に当たっては、Googleアナリティクス4（以下、「GA4」という。）から得られる情報を効果的に活用すること（例：過去半年間における県観光サイトへの訪問者や、広告バナーをクリックしてランディングページに訪問した人をターゲティングする等）。

イ コンバージョンの設定と計測

県、受託者で協議の上、テーマごとに目標（コンバージョン）を定め、ランディングページや下層ページ等へのタグの埋め込みに必要なコード等の教

示、GA4 上でのイベントトラッキングの設定（GA4 の編集権限は県が付与する前提とする）等、コンバージョンの計測に係る処理・助言を行うこと。

なお、県 Google タグマネージャーは開設済みであり、県ホームページや、公益社団法人熊本県観光連盟が所管するホームページには、Google タグマネージャーを導入済み。

コンバージョンは原則、複数設定するものとし、その計測に必要となるタグの埋め込みやイベントトラッキングの設定も複数ページ（ランディングページやその下層ページ等）にわたる可能性がある。

ウ 広告の出稿及び運用

(ア) 「ア 広告の製作」に基づき広告を出稿し、出稿した広告媒体へ広告費を支払うこと。

(イ) 広告媒体や年齢、性別ごとの表示回数、クリック数、クリック率、表示単価、クリック単価、フリークエンシー、コンバージョン等の閲覧・行動情報をモニタリングし、広告出稿開始から一週間後に閲覧情報を集計・分析した中間レポートを県に提供の上、改善点を提案すること。県から媒体、ターゲティング先等の変更指示があった場合には、対応すること。

(ウ) 出稿に必要な広告用アカウントは、原則、受託者で用意し、Google 広告用 MCC に紐づけることとする。なお、県が保有するアカウントの使用をさまたげないものとする。

エ リターゲティングリストの作成

テーマごとに、次回以降の出稿に活用できるような効果的なリターゲティングリストを県と協議の上、設定し、令和7年度以降も活用できる状態にしておくこと。

オ 効果測定レポート

広告出稿期間終了後、速やかに閲覧情報を集計し、テーマごとに分析の結果や今後の改善点を踏まえたレポートを作成の上、県と協議すること。

実績値の情報の羅列ではなく、当初計画から結果までの一連のデジタルプロモーションの流れとそれに伴う評価、同テーマを改めて広告する場合の有効な知見等も含め、今後活かすことができる分かりやすいレポートとすること。

(2) 県公式の Google 広告用 MCC の運用

県公式の Google 広告用 MCC（開設済み）を運用し、県が指定する広告アカウント等との連携や、訪問者に対するリターゲティングの設定等、デジタルプロモーションの効果的かつ円滑な実施に必要な処理・助言を行うこと。

5 成果品の納品

(1) 内容

ア 広告の画像を含め、出稿内容が確認できるもの

イ 効果測定レポート（上記4（1）オの写し）

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体（DVD、CD-R等）1部

(3) 提出時期

広告出稿期間終了後速やかに（令和8年（2026年）3月31日まで）

6 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。